

大通達甲（警）第10号  
大通達甲（生）第4号  
大通達甲（刑）第5号  
大通達甲（交）第4号  
大通達甲（備）第2号  
令和2年3月25日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会設置要綱の制定について（通達）

警察庁及び都道府県警察が設置する情報管理システム（以下「警察情報管理システム」という。）の合理化・高度化のため、警察庁において令和4年度から順次整備される共通基盤に大分県警察において運用している警察情報管理システムの多くの系統が移行されることから、これらの移行に伴う対応すべき問題を解決するとともに、警察庁とも連携し、効率的かつ計画的に各種取組を推進するため、別添のとおり「大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会設置要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、事務処理上誤りのないようにされたい。

（情報管理課運用・開発係）  
（生活安全企画課企画係）  
（刑事企画課企画係）  
（交通企画課企画係）  
（警備企画課企画係）

別添

## 大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会設置要綱

### 第1 設置

警察庁及び大分県警察が設置する情報管理システム（以下「警察情報管理システム」という。）について、警察庁において整備される共通基盤上で運用する警察情報管理システム（以下「警察庁共通基盤システム」という。）への移行を効率的かつ計画的に推進するため、警察本部に大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 警察情報管理システムの警察庁共通基盤システムへの移行に係る各種取組の統括並びに必要な事項の検討及び調整に関すること。
- 2 その他委員会において必要と認める事項に関すること。

### 第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長  
副委員長 警務部長  
委員 生活安全部長  
刑事部長  
交通部長  
警備部長

### 第4 運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

### 第5 移行対策本部等の設置

#### 1 設置

委員長は、警察庁共通基盤システムに移行しようとする警察情報管理システム（以下「移行情報管理システム」という。）に関し、個別に特定の事項を処理させる必要があると認める場合は、委員会に当該システムの名称を冠した移行対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

#### 2 体制

- (1) 対策本部は、対策本部長、副本部長、本部員により構成する。
- (2) 対策本部長は、警務部長をもって充て、移行情報管理システムに関する各種取組を統括する。
- (3) 副本部長は、移行情報管理システムを担当する所属を所管する警察本部の部長をもって充て、対策本部長の任務を補佐する。
- (4) 本部員の編成及び任務については、対策本部長及び副本部長が別に定める。

### 3 プロジェクトチーム等

- (1) 対策本部長は、移行情報管理システムに関する各種取組の推進を図るために必要と認める場合は、対策本部にプロジェクトチームを設置することができる。
- (2) 対策本部長は、前記(1)のプロジェクトチームに関する特定の事項を処理させるために必要と認める場合は、対策本部に作業部会を設置することができる。

### 4 対策本部の運用

前記1から3までに定めるもののほか、対策本部の運用について必要な事項は、対策本部長及び副本部長が別に定める。

## 第6 庶務

委員会の庶務は、警務部情報管理課において行う。

## 第7 委任

この要綱に定めるもののほか、警察情報管理システムの警察庁共通基盤システムへの移行に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。